

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名

酒井 雅代

論 文 題 目

近世日朝関係と対馬藩
—日朝接触の様相を中心に—

論文審査担当者

主査	名古屋大学教授	池内 敏
委員	名古屋大学教授	羽賀 祥二
委員	名古屋大学教授	古尾谷知浩
委員	名古屋大学教授	斎藤 夏来
委員	名古屋大学教授	塩村 耕

論文審査の結果の要旨

【本論文の要旨】

本論文は、日本近世史における「鎖国」研究を、近世日朝関係史の具体的な検討を通じて深化させようとするものである。

近世日本における「鎖国」の位置づけは1970年代から見直しが始まり、1980年代半ばの「海禁・華夷秩序」論を経て、今や落ち着いてしまった観がある。これに対して論者は、そうした研究動向はもっぱら近世初頭の分析に偏しており、それがそのまま近世中後期にも該当すると考えられているだけで、近世中後期における「鎖国」なり「海禁・華夷秩序」なりの実態については具体的な実証研究のないことを指摘する。中後期の研究は前期の研究を自明の前提にして言説分析に偏しているとの批判である。そこで論者は、日朝関係史における近世中後期の実態分析を通して、そうした問題点の克服を目指す。具体的な人びとの動向を追究して動態的な把握に努めること、日本と朝鮮のそれぞれ異なる言語によって書かれた史料を比較対照させながら検討すること、また異なる言語を媒介する存在（朝鮮語通詞や倭学訳官）の果たした歴史的役割にも注目すること、これらが方法論として提示される。

序章は、「鎖国」論および「海禁・華夷秩序」論にかかわる先行研究の整理と本論文の課題および構成を述べる。

第1章は、17世紀半ばに起きた日朝間の大規模密貿易事件を取り上げ、幕府・対馬藩・朝鮮三者の関連史料を相互に参照させて事件に対する三者それぞれの対応の違いを明らかにし、そのことを通じて、17世紀半ば段階における対外関係の国家的管理について論じた。第2章は同様にして18世紀初めの朝鮮抜船（朝鮮への密貿易）を素材として、密貿易が実行された海域に対する公的管理（幕府および対馬藩による）の重層する姿を描いた。第3章は、1836年に起きた朝鮮人南必善の釜山倭館侵入事件を素材とする。朝鮮側史料および対馬藩政史料等を相互に参照させて事件を日朝外交交渉史のなかに位置づけ直すとともに、事件収拾過程における対馬藩国元および出先（倭館）それぞれの対応の差異を論じ、対馬藩内における日朝外交の分掌の様子を明らかにした。第4章は対馬藩朝鮮語通詞について基礎的事実を明らかにした。第5章は、1811年の通信使を、朝鮮語通詞小田幾五郎と倭学訳官との私的な交流という視点から再構成する。

終章では論文全体の総括がなされ、「日朝接触の実態」という視点が重要だと述べる。先行研究とりわけ「海禁・華夷秩序」論は近世外交の国家的な管理を強調するが、近世日朝間における様々な接触の具体的な事実をひとつひとつ実証的に見直してみると、国家の果たした役割は「管理」という枠組みばかりでは捉えきれないという。むしろ、国家自らが密貿易を主導したり、国家間交渉だけでは果たし得なかったことが私的な交流を介して補完されて実現に到ったことなどに注意を払うべきことが述べられる。

論文審査の結果の要旨

【本論文の評価】

本論文では近世の日本と朝鮮にまたがる事件を対象にするだけに、先行研究は日本と韓国のそれぞれに所在する。その際に、関連する先行研究が韓国人のものだけだったり日本人のものだけだったりし、分析する素材も同様に朝鮮側だけ日本側だけに偏する場合が少なくなかった。第1章～第3章での分析はそうした先行研究の不備を補い、論者自らが日本側・朝鮮側（韓国側）の史料および論文を読み解くことによって、従来とは異なる新たな理解に到達した。また、第4章では対馬藩朝鮮語通詞について基礎的事実を明らかにし、1767～1824年に限られるとはいうものの朝鮮語通詞を職階ごとに網羅して作成した一覧表は労作である。これまで対馬藩朝鮮語通詞については、その教育・養成の制度にかかわる研究が少なくないが、本来であればそうした議論の前提ともなるべき通詞の職階や昇進過程、在職年数等々の基礎的データが網羅的に提示されたことはこれまでに無かった。今後の研究に資するところ大である。また、第5章は1811年の通信使を分析する。このときの通信使は国家的儀礼を江戸城から対馬藩邸へと変更した（易地聘礼）ことで知られ、その変更を実現するための日朝交渉に20年ほどの歳月を必要とした。この交渉過程の実証研究としては戦前の田保橋潔のものが越えがたい緻密さを誇り不動の位置を占めてきた。これに対し本章は、朝鮮語通詞小田幾五郎と倭学訳官との私的な交流という視点から当該交渉の最前線の様子を再現することを通じて、田保橋潔による通説的理解を初めて改めることとなった。田保橋の説明では得心の行かなかった部分が明瞭となり、今後さらに史実の解明が進み行く際によりどころとなる成果である。

そうした一方で、冒頭の研究史整理が対外関係史一般に関わるものに止まっており、本論文と深く関連する対馬藩政史や同藩政史料を活用した先行研究への配慮が不足していて、本論文の到達点についての理解が深まらない憾みがある。また、本論文でも重視される幕府・対馬藩関係なり対馬藩・朝鮮関係について、その相互関係や規定性などについても、さらに理解を深めることが必要である。ひとつひとつの史料解釈に対する疑義や使用される用語・概念の説明不足は本論文の理解を妨げかねない。また、本論文は全体に近世東アジア国際秩序を論じるものとなるはずなのに、当時の東アジア世界を律していた秩序意識やその背景にある意識・思想への踏み込み不足が感じられる。さらには類似する事件で異なる時期に発生したものを取り扱う際に、時代背景の違いが十分に配慮されていない点も気がかりではある。

しかしながらこうした欠点も、やがて論者自身の努力によって克服されるものと期待される。よって審査委員一同、本論文が博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいものと判定した。